

議案第70号

東京都板橋区立障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 東京都板橋区立障がい者福祉センター条例（昭和61年板橋区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に、「第5条第25項」を「同条第27項」に改める。

別表多目的ホールの項中「1,300円」を「1,800円」に、「1,400円」を「2,000円」に改め、同表和室の項中「480円」を「670円」に、「730円」を「1,000円」に改め、同表会議室・グループ活動室の項中「240円」を「340円」に、「360円」を「500円」に改める。

第2条 東京都板橋区立障がい者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に、「同条第27項」を「同条第28項」に改める。

付 則

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条第2号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）

附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額を改定するほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。